

スイスにおける森林経営・管理組織と林業技術者 —経営責任者と森林管理区の形成過程—

○志賀 和人（筑波大）

1 課題と方法

本報告は、スイスの森林経営責任者（Betriebsleiter）と森林管理区(Forstrevier)の形成過程に関する文献研究、統計分析とカントン・ベルン及びグラウビュンデンでの現地調査からフェルスター（Förster）の存在形態と本質を明らかにすることを課題とする。ドイツ語圏諸国の森林管理において、“Forstrevier”は学術的・行政的に重要な概念である。ドイツとオーストリアでは、大規模森林経営における下位の構成単位、スイスでは、行政的管理義務と結びついた地域森林管理の単位（森林管理区）と理解される¹⁾。

2 森林経営の展開と森林管理区の形成過程

スイスの森林経営は、市町村・住民ゲマインデ有林等を対象に連邦資格を有するフェルスターを経営責任者とする 2,648 の経営組織である。一方、森林管理(Forstverwaltung)は、林務組織による私有林を含めた森林管理区に対する森林法に規定された任務の執行であり、ゲマインデ・フェルスターの管轄する森林管理区では、カントンが市町村・住民ゲマインデに交付金を支給し、森林法に基づく選木記号付け、伐採許可、助言活動、森林現況の監視等の業務を委任している。

本報告では、①Blöchlinger(1995)に基づきカントン段階の森林経営と森林管理制度の展開過程におけるフェルスター教育の史的展開を検討し²⁾、②カントン・ベルンにおける森林管理区と住民ゲマインデ・ベルンの経営組織の再編と、③カントン・グラウビュンデンにおける 2011 年カントン森林法改正と森林管理区交付金の再編過程の検討を通じて、スイスのフェルスターの存在形態と本質を検討する。

3 結論：スイスのフェルスターの本質

以上のスイスにおける森林経営、森林管理の歴史的展開過程とフェルスターの関係性に関する考察からスイスのフェルスターは、①地域との関係性：ゲマインデ自治に裏打ちされた地域的公共性、②経営との関係性：現場労働経験を持つ経営責任者（保続単位）、③行政との関係性：森林法制に規定された森林高権に基づく任務（hoheitliche Aufgabe）に関する森林管理区責任者として、歴史的に刻印されている点が重要である。森林・林業再生プランの「日本型フォレスター」は、以上の本質要件のすべてが欠落し、スイスの林業技術者像の対極にある。

引用文献

- 1) Fabio Lanfranchi (1996) Organisation und Aufgabe der Forstreviere : Aktueller Zustand und Entwicklungstendenzen, ETH Zürich,S.
- 2) Von Alfred Blöchlinger (1995) Die Ausbildung der Bannwarte im Kanton Solothurn von 1835-1970, AG Druck und Verlag

（連絡先：志賀和人 shiga.kazuhito.ft@u.tsukuba.ac.jp）